



# かながわの監査

## (令和7年監査等実施結果)



令和8年5月作成

# 目次

## 監査のしくみ

1 監査委員 .....	1
2 監査委員の役割 .....	2
3 監査事務局の役割 .....	2
4 監査等の主な種類 .....	3
5 監査の結果の区分 .....	7

## 令和7年の監査等の結果

1 財務監査（定期監査）等 .....	8
2 財務監査（随時監査）等 .....	13
3 財政援助団体等監査 .....	13
4 決算審査 .....	14
5 内部統制評価報告書審査 .....	19
6 例月出納検査 .....	19
7 健全化判断比率等審査 .....	20
8 住民監査請求 .....	21

# 監査のしくみ

## 1 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき全ての地方公共団体に設置されており、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使する「独任制」(用語解説参照)の執行機関です。選任は、議会の同意を得て知事が行いますが、権限は知事から独立しています。

監査委員は、行政運営に関して優れた識見を有する者の中から選任される「識見監査委員」と議員の中から選任される「議選監査委員」からなります。地方自治法では都道府県の監査委員の定数は4人としていますが、条例により増やすことができると定められています。

県では、平成22年10月の神奈川県監査委員に関する条例の改正により監査委員の定数を5人とし、同年12月から識見監査委員3人、議選監査委員2人の計5人による体制とすることにより、監査機能の一層の充実強化を図っています。

【監査委員名簿】

令和8年5月1日現在

区分	氏名	就任年月日	任期	備考
識見 監査 委員	常勤 おお たい じゅん いち 大 竹 准 一	R6.12.2	4年(1期目)	代表監査委員
	非常勤	よし かわ ち え こ 吉 川 知 恵 子	R5.4.1	4年(2期目)
なか や はな え 中 家 華 江		R4.12.1	4年(1期目)	公認会計士
やなぎ した つよし 柳 下 剛		R7.5.26	議員の任期による	県議会議員
さい とう たかみ 齊 藤 たかみ	R7.5.26			

### 用語解説

### 「独任制」

独任制とは、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使することを意味しています。このため教育委員会や選挙管理委員会のように「監査委員会」という名称は用いません。

ただし、監査の結果や意見などについては、監査委員の合議(全員の合意)により決定します。

## 2 監査委員の役割

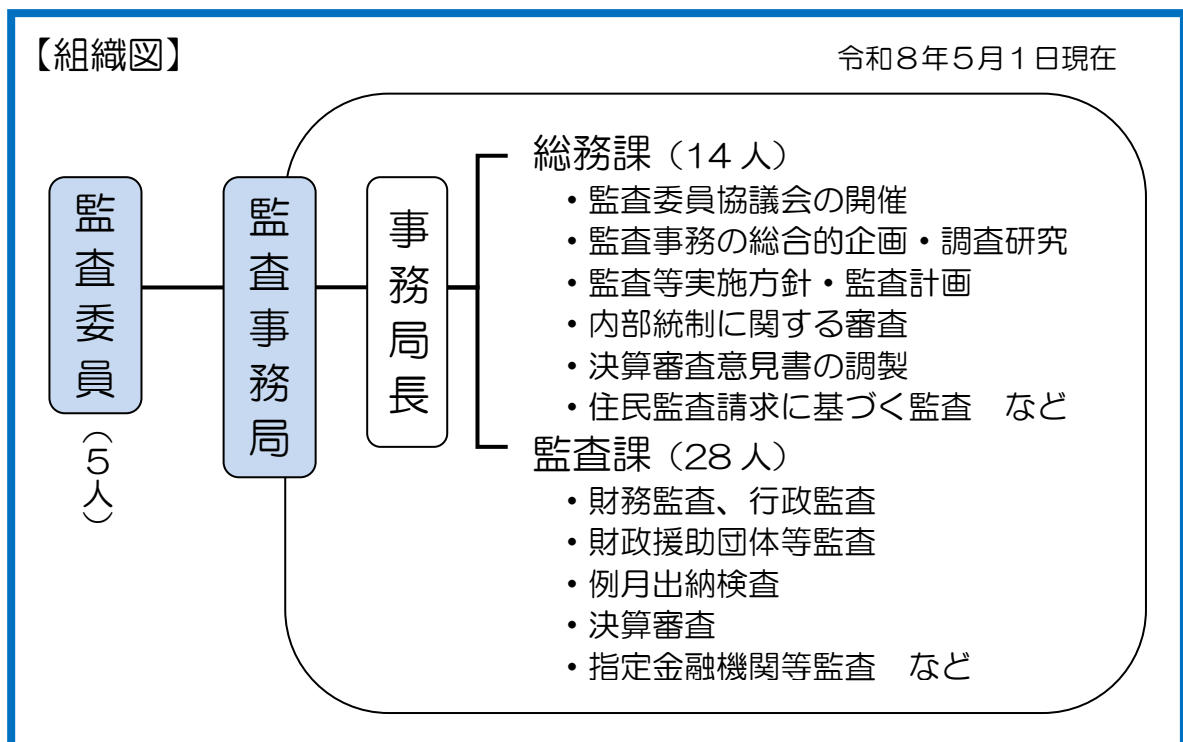
監査委員は、県の仕事について適法に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなど、経済性、効率性、有効性の視点で、知事から独立した立場で監査しています。

監査の結果については監査事務局ホームページなどで県民の皆さまにお知らせするとともに、議会、知事等に提出しています。

また、年度ごとの決算、財政の健全化判断比率等について審査を行い、意見を知事に提出しています。

## 3 監査事務局の役割

地方自治法の規定に基づき、都道府県の監査委員に事務局を置くことされており、県では、監査事務局長以下 43 人が監査委員を補助し、職務に当たっています。



## 4 監査等の主な種類

### (1) 定期的又は必要があると認めたとときに行う監査

#### 財務監査

**財務監査（定期監査）** …地方自治法の規定に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査しなければならないとされており、原則として、毎年全ての所属を対象に実施しています。

**財務監査（随時監査）** …地方自治法の規定に基づき、財務監査（定期監査）のほかに、監査委員が必要と認めたとときに監査できるとされており、財務監査（定期監査）を補完する場合、特定の財務に関する事務の執行を監査する場合等に実施しています。

#### 行政監査

地方自治法の規定に基づき、県の事務の執行について、組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般を事務の合理化等の観点から、財務監査（定期監査）と併せて監査するほか、必要があると認めるときに実施しています。

#### 財政援助団体等監査

地方自治法の規定に基づき、県が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体や4分の1以上出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、対象となる団体の中から選定して実施しています。

## (2) 決算関係書類の審査

### 決算審査

毎会計年度、一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業<sup>(注)</sup>決算とそれぞれの添付書類について、数値に誤りがないか、予算管理及び決算整理が的確に行われているかなどについて審査を行い、意見書を提出しています。その後、知事は、決算関係書類に監査委員の意見を付けて議会に提出しています。

(注) 公営企業： 水道など地方公共団体が住民の福祉の向上を目的として経営している企業です。

## (3) 内部統制に関する審査

### 内部統制評価報告書審査

内部統制とは、組織として事務の適正な執行を確保する上で、事務上のリスクを自ら評価、コントロールする取組のことです。

知事は、そのための体制、リスクの選定や対応策が整備、運用されているかについて「内部統制評価報告書」を作成して監査委員へ提出します。

監査委員は、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかなどについて審査しています。

## (4) 公金の出納に関する検査

### 例月出納検査

県の現金の出納の計数に誤りがないかについて、県の会計に係るデータと指定金融機関等から提出された帳票の一部を毎月照合して検査しています。

## (5) 健全化判断比率等に関する審査

### 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、知事から提出された健全化判断比率や資金不足比率（用語解説参照）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどについて審査しています。

### 用語解説 「健全化判断比率及び資金不足比率」

**【健全化判断比率】** 財政の健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、次の4つの比率の総称です。

○ 実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模<sup>(注)</sup>に対する比率

(注) 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模

○ 連結実質赤字比率：一般会計等に公営事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

○ 実質公債費比率：一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

**【資金不足比率】** 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

## (6) 請求による監査

### 住民監査請求

県民の皆さまが、県の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結、公金の賦課・徴収を怠る事実などがあると認めたときに、これらを証明する書類を添えて、監査委員に対して監査を求めて、県の損害補填などの必要な措置を求めることができる制度です。

原則として、県の執行機関又は職員の行為終了後1年を経過したときは請求することができません。

## 5 監査の結果の区分

監査の結果、是正、改善等の必要があった場合に指摘します。指摘は次表の基準に基づき、「不適切事項」と「要改善事項」に区分しています。指摘に至らなかったもののうち、所管局長等に注意する必要があるものは「注意事項」に区分しています。

監査の結果の区分	該当項目
不適切事項	<p>次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法令等に違反すると認められる事案</li> <li>2 予算目的に反していると認められる事案</li> <li>3 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案</li> <li>4 事務処理等が適切を欠くと認められる事案</li> </ol>
要改善事項	<p>次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案</li> <li>2 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案</li> </ol>
注意事項	<p>不適切事項の1から4までに掲げる事案のうち、今後の事務事業の執行に当たって注意すべきもの及び要改善事項の1又は2のいずれかに該当する事案のうち、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要のないものをいう。</p>

「不適切事項」と「要改善事項」については、指摘した事項を議会及び知事並びに関係する行政委員会等に報告するとともに、監査事務局ホームページで公表します。

また、必要があると認めるときは、この報告に添えて組織及び運営の合理化に資するための意見を提出することができ、意見は監査事務局ホームページで公表します。

なお、「不適切事項」と「要改善事項」のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、勧告は監査事務局のホームページで公表します。

# 令和7年の監査等の結果

## 1 財務監査（定期監査）等

監査の種類	内 容	実施箇所数	令和7年指摘件数	
				(参考) 令和6年
財務監査 (定期監査)	事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査しました。	543 か所	不適切事項	246 件
行政監査			要改善事項	6 件
				249 件
				8 件

### (1) 指摘した事項の概要

#### 不適切事項

##### <財務監査>

##### 予算の執行に関するもの（17件）

- ・ 執行科目を誤っていたもの
  - ・ 会計年度所属区分を誤っていたもの
- など

##### 収入に関するもの（14件）

- ・ 調定が遅れていた（調定をしていなかったものを含む）もの
  - ・ 受託事業の実績報告の内容に漏れがあったことから、受託事業収入が過小となっていたもの
- など

##### 支出に関するもの（52件）

- ・ 支払期限までに支払を行っていなかった（遅延利息等を支払っていたものを含む）もの
  - ・ 謝礼金等の支払が履行確認後3月を超えて遅れていたもの
- など

契約に関するもの (99件)

- 履行確認に当たり、検査調書等を作成していなかったもの
- 予定価格が100万円を超える競争入札又は随意契約等について、公表すべき契約結果等を公表していなかったもの など

課税徴収に関するもの (1件)

- 事務処理の誤りにより、本来生じなかった還付加算金が発生していたもの

工事に関するもの (3件)

- LED化工事に当たり、材料の仕様を誤って設計し、照明器具の納入後に施工することができず不要となり、施工されなかった照明器具の工事材料相当額の支出を要することになったもの など

補助金に関するもの (2件)

- 補助対象経費に含まれない費目を看過したこと等により、補助金の交付額が過大となっていたもの

財産に関するもの (31件)

- 使用許可等を行わずに電柱等が設置されていた期間に係る使用料相当額の請求について、時効により請求額の一部が徴収できなかったもの
- 物品の出納に係る手続などを行っていなかったもの など

庶務に関するもの (5件)

- 給与について定められた期日に遅れて支給していたもの など

その他 (10件)

- 所得税等を法定納期限内に納付していなかったもの など

## <行政監査>

### 事務事業に関するもの (9件)

- 個人情報を取り扱う契約において、個人情報の返還などの措置を契約書等で義務付けていなかったもの
- 認定事務が遅れたため、委託費の加算額の支給が遅れたもの など

### その他 (3件)

- 書類を紛失していたもの

## 要改善事項

### 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 など (6件)

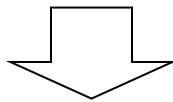
- 県道に係る日常の道路パトロール業務委託契約の締結に当たり、競争入札等を経ることなく、緊急補修工事等指定業者と一者随意契約を行っていたため、一般競争入札あるいは事前公募などの競争的手続により、他の事業者に対しても広く募集要件を明示し、契約締結手続の公平性及び透明性を確保するよう改善を求めたもの など

## (2) 指摘した事項に対する所属が行った措置の主な事例

### 不適切事項

#### <契約に関する事例>

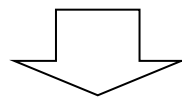
産業廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について、政令の規定に反し、書面による契約を締結していなかったことや、受託者の許可証の写しを契約書に添付していなかったことを指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、局に所属する全職員対象の会計事務研修において、新たな項目として廃棄物処理委託契約を追加することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努めることとしました。

#### <工事に関する事例>

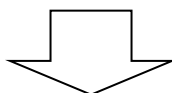
電気設備改修工事について、既設の電気配線を撤去する際に現場で発生した電線くずの数量が設計数量よりも少なかったことから、費用を減額して変更契約を締結すべきところ、これを実施しなかったため、契約額が過大であったことを指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、新たに作成した「少額工事検査チェック表」を使い受注者による自主検査を行い、その結果を監督員がチェックするプロセスを追加することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努めることとしました。

## <財産に関する事例>

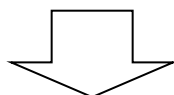
行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う普通財産の貸付契約の変更に当たり、令和6年4月1日までに変更契約を締結すべきところ、遅延していたことを指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、関係法令が改正された際には、業務への影響、必要な作業をリスト化した進行管理票を作成し、進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努めることとしました。

## 要改善事項

貸付金債権の回収業務委託契約について、受注者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提案者の参考見積額を、委託予定債権額に提案者が提案した回収率（以下「想定回収率」という。）、提案した成功報酬率（以下「成功報酬率」という。）等に乗じて算定することとしているため、高い想定回収率を提示した提案書が県の設定した予定価格を上回ることで審査に付されることなく無効となり、こうした提案が不利とならないよう改善する必要がある、と指摘しました。



高い想定回収率を提示した提案者が無効となることがないように、提案者が提示する参考見積書の計算方法を、県が定めた一定の回収額に対し、提案者が提示する成功報酬率を乗じて算定する方法に見直しました。

## 2 財務監査（随時監査）等

内 容	実施箇所数	令和7年指摘件数	
		(参考) 令和6年	
例月出納検査において、本来一致すべき数値に差額が生じたため、差額が生じる原因となった事務処理を行った2か所に対し、歳入歳出外現金の受払事務等の状況を臨時に監査しました。	5か所	不適切事項	3件
			2件
		要改善事項	0件
			0件

財務監査（随時監査）等の指摘の概要は次のとおりです。

### 不適切事項

- 歳入歳計外現金について、競売配当金を県税収入として充当する際、歳入歳計外現金として受け入れた後に払い出すべきところ、受入日より前に払い出ししていたもの など

## 3 財政援助団体等監査

内 容	実施団体数	令和7年指摘件数	
		(参考) 令和6年	
財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどに着眼して監査を実施しました。	27団体	不適切事項	10件
			9件
		要改善事項	3件
			2件

財政援助団体等監査の指摘の概要は次のとおりです。

### 不適切事項

- 契約について、業者から提示された見積書に基づき合意した契約内容と異なる種類及び単価を契約書に記載していたもの など

### 要改善事項

- 支払について、立替払いの対象に関する具体的な取扱いに係る規定等の定めが不十分となっていたもの など

## 4 決算審査

決算審査の結果の概要は次のとおりです。

### (1) 一般会計・特別会計

一般会計及び各特別会計の令和6年度決算について、歳入歳出決算書並びに関係書類の計数については、審査した限りにおいて、一部の事項を除き、正確なものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

#### 1 決算内容に関する意見について

決算の内容に関しては、次の意見がある。

##### (1) 収入未済額の縮減について

- 個人県民税の収入未済額の状況を見ると、前年度に比べて減少しているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き、その縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。
- 法人事業税の収入未済額は3年連続で増加している。法人事業税の滞納については、課税情報等を基に速やかに納税折衝や財産調査に着手し、組織的に滞納整理を進める中で、積極的に収入化や債権確保に努めるなど、一層の税込確保に向けて着実に取り組んでいく必要がある。
- 家賃収入の収入未済額は増加している。家賃の滞納については、滞納初期における適切な対応が重要であることから、電話による支払案内や料金徴収員の戸別訪問による納入指導等の対応を徹底し、収入未済額の縮減に努めていく必要がある。

##### (2) 国庫補助金の収入漏れについて

- 会計年度経過後に、県の事務処理の不備が判明し、令和6年度歳入として見込んでいた国庫補助金が収入できなかったことは、大変遺憾な事態であり、今後はこうしたことがないよう、速やかに原因を特定するとともに、実効性のある再発防止策を講じ、関係局間で一貫した事務処理を徹底することが必要である。
- 原因としては、書類の受渡し手続の中で書類が紛失したことにより、国庫補助金の支出手続がなされず、県の収入漏れが発生したことが推測されることから、職員が確実に事務処理を実施できるよう、ICTを活用した進捗管理の導入等を積極的に検討する必要がある。

### (3) 適正な経理処理の確保について

- 監査や決算審査において、支払期限までに支払を行っていなかった事案や、支出命令額の誤り、財産事務における許可漏れや誤りを繰り返し指摘している。
- 発生が減らない状況は非常に憂慮される事態であることから、改めて各所属においては、根拠法令等の再確認を行うとともに、事務処理体制の点検を行い、未然防止策の徹底を図る必要がある。
- 地方自治法の改正により内部統制制度が導入されて5年が経過したが、改めて一人ひとりがそれぞれの所属におけるリスクを認識し直すとともに、内部統制の実効性を高めることで、適正な経理処理を確保する必要がある。

## 2 財政状況に関する意見について

- 今後の財政運営に当たっては、様々な状況の変化に的確に対応できるよう、県内経済・産業の活性化により税収基盤の強化を図るほか、国庫支出金の積極的な活用、当面活用が見込まれない県有財産や資金の有効活用などにより財源を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の抜本的な見直しなどによる歳出の適正化にこれまで以上に取り組んでいく必要がある。
- 将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図るとともに、行政サービスの地域間格差を是正するため、地方自治体間の税収偏在の是正を図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

財政状況については、個別に次の意見がある。

### (1) 県債の発行及び管理

- 県債の活用にあたっては、日本銀行の政策金利の引上げに伴う県債の発行利率の上昇に対し発行利率を抑える工夫をするとともに、社会経済情勢の変化等も踏まえて、財政の健全性を確保しつつ取り組んでいくことが重要である。
- 地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、令和7年度の新規発行予定額が初めてゼロとなったが、引き続き本来の姿である地方交付税により地方の財源不足を解消するよう、国に強く働きかけていくことが重要である。

## (2) 財政における地方公会計の活用

- ・ 限られた財源を効率的・効果的に使用するため、地方公会計における財務情報を適切に活用し、財政のマネジメント強化を図っていくことが重要である。
- ・ 主管課（会計課及び財産経営課）においては、総務省の動向や他の地方公共団体の取組事例等にも留意しつつ、地方公会計の活用促進に向けて積極的に取り組んでいくとともに、各所属に対して必要な支援を行っていく必要がある。

## (2) 公営企業会計

公営企業会計（水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、酒匂川総合開発事業、流域下水道事業の6事業会計）の令和6年度決算について、決算書及び決算諸表は、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

### 1 総括的意見について

水道事業、電気事業及び流域下水道事業を取り巻く経営環境は、今後も厳しい状況が続くことが見込まれる中で、施設の老朽化対策や大規模な自然災害への備えを着実に進め、県民生活や社会経済活動を支えるライフラインを維持していくために、業務効率化や経費の削減など更なる経営改善に努め、将来にわたり安定的な経営基盤を確立していくことが重要であり、特に次の点に留意し、持続可能な事業運営とそれを支える組織体制の確立を目指す必要がある。

#### (1) 施設の老朽化対策

- ・ 全国的にインフラ施設の老朽化の進行による事故が多発していることから、日常的に適切な施設の維持管理に取り組み長寿命化を図りつつ、「神奈川県営水道事業経営計画」、「神奈川県電気・ダム管理事業計画」及び「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」に位置付けた、施設・設備の更新や改修等老朽化対策を早急に進めていく必要がある。
- ・ 施設・設備の更新や改修を進めるに当たっては、国の財源の積極的な活用など、外部資金の確保に努めることが重要である。

#### (2) 人材の確保・育成、技術の継承

- ・ 特に技術系職員については、近年、不足が顕著である。さらに、ベテラン職員の大量退職が今後も見込まれることから、技術・経験の継承も急務

となっている。そのため、人材の確保に向けた取組の強化、円滑な技術継承や効果的な人材育成を行っていくための組織体制の在り方の検討等を進めていく必要がある。

### (3) DXの推進

- ・ 国土交通省が、上下水道事業におけるDX技術の導入を加速するための方策を取りまとめるなど、国においてもDXを推進する取組が進められていることから、こうした動向等を注視するとともに、関係機関等との連携も図りつつ、各事業におけるDX技術の実装に向けた取組を計画的に進めていくことが必要である。

## 2 事業別意見について

### (1) 水道事業

#### ア 安定的な水道料金収入の確保

- ・ 老朽施設の更新や維持管理に要する事業費の増加は避けられないことから、一層の経費削減に努めるとともに、水道料金の見直しを含めた必要な対策を講じることが必要である。

#### イ 施設の維持管理・更新

- ・ 令和7年6月に、鎌倉市内で大規模な漏水事故が発生したが、こうした事故の再発防止に努めるとともに、激甚化・頻発化する自然災害や大規模地震等に備えるためにも、施設の適切な維持管理を着実にを行うとともに、更新、耐震化等防災対策を早急に進めていく必要がある。

#### ウ 5事業者による水道システムの再構築

- ・ 「水道システムの再構築」の実現に向けては、上流取水に伴う河川への影響など、様々な課題があるため、県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団の更なる連携強化を図るとともに、関係機関等と十分に調整を図る必要がある。

### (2) 電気事業

#### ア 発電による収入の安定的な確保

- ・ 引き続き、電力市場の動向を注視しつつ、ダムや発電所の安定稼働に努め、収入の安定的な確保を図ることが重要である。

#### イ 発電用施設の維持管理

- ・ 城山発電所については、引き続き、安定的な改修資金の確保に努め、発電能力の向上や機能の強化に向けた再整備の取組を着実に進める必要がある。

### (3) 公営企業資金等運用事業

#### ア 資金運用

- 本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

### (4) 流域下水道事業

#### ア 施設の耐震化

- 下水道は、他のライフラインのような代替手段がなく、使用を制限することが極めて困難な施設であることから、施設が被災した際の社会活動への影響を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化を早急にすすめていく必要がある。

#### イ 下水管の緊急点検等

- 埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、管理する下水管の「緊急点検」等を実施しているが、県民の不安を考慮し、できるだけ速やかに点検等を進めるとともに、必要と判断される場合は、適切な対策を講じる必要がある。
- 今後の下水管の維持管理に当たっては、八潮市の道路陥没事故の発生により設置された国の有識者委員会による提言内容などを踏まえ、将来にわたり安全性が確保されるよう、点検等や補修に取り組んでいくことが重要である。

## 5 内部統制評価報告書審査

知事から監査委員へ令和6年度評価報告書が提出され、それに対して付した意見の概要は次のとおりです。

評価報告書について、評価手続の一部に不適切な事項があることから、評価手続に係る記載は一部相当ではないと考えられる。また、「財務（会計、財産管理）に関する事務」「情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務」「その他全庁的なリスク（サービス等）を有する事務」のそれぞれについて、運用上の不備の件数の減少が見られず、引き続き不祥事防止に向けて取組の強化が求められる一方で、「財務（会計、財産管理）に関する事務の不備の増加」について分析を行うとともに、具体的な対策をまとめるなど、評価すべき取組もあることから、評価結果に係る記載は概ね相当であると考えられる。

## 6 例月出納検査

実施箇所数	令和7年特記事項	
		(参考) 令和6年
3か所	4件	10件

特記事項の内容は次のとおりです。

- 出先機関で歳入歳出外現金に係る処理を誤ったことにより、実際の保管現金残高と公金の受払額を集計した金融機関データの受払残額が一致していなかった。
- 出先機関で金銭登録機を使用した現金収入に係る処理を誤ったことにより、実際の保管現金残高と公金の受払額を集計した金融機関データの受払残額が一致していなかった。

## 7 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査の結果の概要は次のとおりです。

### (1) 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく健全化判断比率は正確なものと認められました。

比率名	令和6年度 算定比率	＜参考＞	
		早期健全化基準 <sup>(注)</sup>	財政再生基準 <sup>(注)</sup>
実質赤字比率	— (赤字なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	— (赤字なし)	8.75%	15%
実質公債費比率	8.6%	25%	35%
将来負担比率	54.5%	400%	

(注)： 早期健全化基準・財政再生基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、比率のいずれかが、早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、財政再生基準を上回る場合は、財政再生計画を定めることになっています。

### (2) 資金不足比率

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく資金不足比率は正確なものと認められました。

事業会計	令和6年度 資金不足比率	＜参考＞
		経営健全化基準 <sup>(注)</sup>
公営企業会計（6事業会計）	— (資金不足なし)	20%

(注)： 経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、比率が経営健全化基準を上回る場合は経営健全化計画を定めることになっています。

## 8 住民監査請求

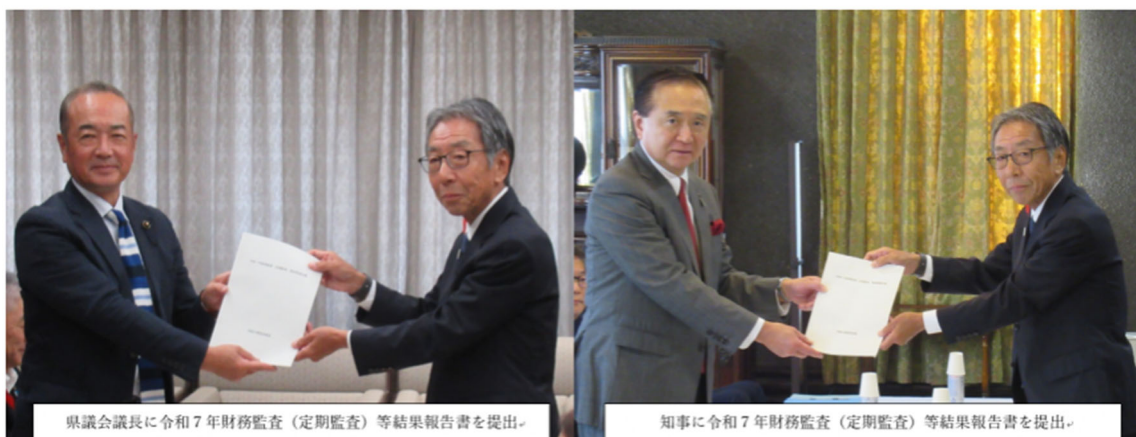
令和7年に受け付けた住民監査請求のうち、監査を行ったものの結果は次のとおりです。

件名	請求内容の要旨	監査結果
県費負担教職員に支払われた給与等に関する件 （令和7年4月3日受理）	<p>座間市立相模野小学校長は、神奈川県教育委員会が規定する国際学級設置基準に違反して、在籍児童数を過剰に申請したため、同校における令和6年度の国際学級の設置は違法又は不当なものであった。</p> <p>そのため、同校に配置された国際学級の指導を担当するため、県費負担教職員に対する給与等の支払は違法又は不当な支出である。</p> <p>また、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所長は、上記の行為について適切な対応を行わず、違法又は不当な支出を看過していた。</p> <p>よって、県は、同校長や同事務所長等に、国際学級担当に対して支払われた給与等を返金させることなど、必要な措置を勧告することを求める。</p>	令和7年5月23日請求棄却 <sup>(注)</sup>
施設の賃貸借に係る共益費に関する件 （令和7年5月29日受理）	<p>「me-byo valley “BIOTOPIA”」における建物賃貸借契約に基づく共益費の支出について、費用の内訳が著しく不透明であり、その妥当性に疑義があり、県は支出の中身を把握せずに支払を続けている可能性がある。このような状況は、県財政に対する過大又は二重支出の疑いを生じさせ、著しく不適切である。</p> <p>よって、県は、現契約の内容を見直し、不当な支出が今後行われないよう是正することなど、必要な措置を勧告することを求める。</p>	令和7年7月25日請求棄却

(注)： 請求棄却とは、監査を実施した結果、請求に理由がないと認められたものです。

# 監査事務局ホームページ

## 監査事務局



## 新着情報

- 令和7年財政援助団体等監査の結果について記者発表しました（2026年3月23日）**※ New**

## トピックス

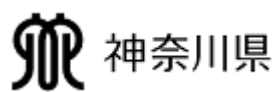
- 令和7年財務監査（随時監査）の結果について記者発表しました（2025年12月18日）
- 令和7年財務監査（定期監査）等の結果について記者発表しました（2025年10月8日）
- 令和7年財務監査（定期監査）等結果報告書を県議会議長及び知事に提出しました（2025年10月8日）
- 決算審査等の結果に令和6年度分を追加しました（2025年10月8日）
- 令和7年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）等の結果について記者発表しました（2025年7月25日）
- 令和6年かながわの監査を公開しました（2025年6月30日）
- 議選監査委員の交代がありました（2025年5月26日）
- 神奈川県監査事務局の新庁舎への移転について（2021年3月29日）

監査事務局のホームページには、各種監査の結果やそれに対して知事等が講じた措置の状況、監査計画などを掲載していますので、ぜひ御覧ください。

### 監査事務局ホームページアドレス

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4c/index.html>





監査事務局総務課 電話(045)285-5078(直通)  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎3階